

後期高齢者医療制度

75歳以上のみなさまへ

65歳以上で一定の障がいがあり、認定を受けた方を含む

資格確認書(水色)

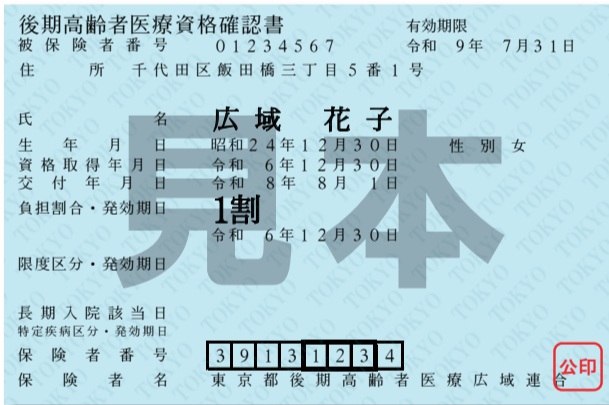
交付対象

- 令和8年8月1日時点で**85歳以上**の全ての被保険者
- または**84歳以下**の被保険者で、資格確認書を普段からご利用されている(右記★以外の)方
- または介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方で資格確認書の交付を申請された方

お送りするもの

簡易書留郵便または特定記録郵便でお送りします。送付方法はお住まいの市区町村で異なります。

これまで通り資格確認書で医療機関等を受診できます。



どちらかを7月中旬にお送りします

※都道府県ごとに対応が異なります。

資格情報のお知らせ(白色)

交付対象

- 令和8年8月1日時点で**84歳以下**の被保険者で、マイナ保険証を普段からご利用されている方(★)
★(①②ともに満たす方)
- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用して医療機関等を受診・利用したことがある。
- ② 概ね直近3か月以内に1回以上マイナ保険証を利用して医療機関等を受診・利用したことがある。

お送りするもの

サイズはA4普通郵便でお送りします。

これまで通りマイナ保険証を使って医療機関等を受診してください。

「資格情報のお知らせ」だけでは、受診できません。



右下部分を切り取って資格情報のお知らせとして使用できます。

2次元コード

下部を切り取ってご利用いただくこともできます(このお知らせのみでは受診できません)

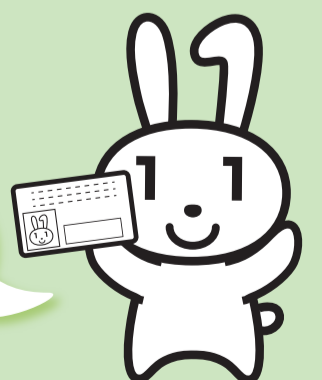
マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

どちらも有効期間は、最長1年間(令和8年8月1日から令和9年7月31日まで)です。

※一部負担金の割合は、1割・2割・3割の3区分です。※これは見本です。実際は色味等がやや異なる場合があります。

マイナ保険証を利用すると

- 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられるよ
- 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になるよ
- 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用されるよ



お問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519

またはお住まいの東京都内市区町村の後期高齢者医療担当窓口まで

発行:東京都後期高齢者医療広域連合